



かながわボランティア活動推進基金21
平成24年度助成終了事業成果報告書

未来を拓く 挑戦者たち 7



1. 特定非営利活動法人 子どもセンターてんぽ
2. 特定非営利活動法人 脳外傷友の会ナナ
3. 多文化まちづくり工房
4. 特定非営利活動法人 発達サポートネット バオバブの樹
5. 特定非営利活動法人 藤沢市市民活動推進連絡会
6. 特定非営利活動法人 RDA横浜
7. 特定非営利活動法人 在日外国人教育生活相談センター・信愛塾
8. 特定非営利活動法人 日本ホスピタル・クラウン協会
9. 特定非営利活動法人 いこいの家 夢みん
10. 特定非営利活動法人 イランの障害者を支援するミントの会
11. 瀬谷区知的障害理解啓発グループ ant mama
12. 神 幸雄
13. 特定非営利活動法人 ALサインプロジェクト



CONTENTS

目次

■助成終了事業報告

○協働事業負担金

(ページ)

- 1 子どものシェルター運営事業、居場所のない子どもの電話相談事業 1
団体名：特定非営利活動法人 子どもセンターてんぼ
協働部署：県民局女性相談所、保健福祉局（現 県民局）子ども家庭課
- 2 高次脳機能障害ピアサポートセンター運営等支援事業 6
団体名：特定非営利活動法人 脳外傷友の会ナナ
協働部署：保健福祉局病院事業課（現 県立病院課）、同局障害福祉課
- 3 県営いちょう団地在住の外国籍住民に対する包括的入居サポート事業 10
団体名：多文化まちづくり工房
協働部署：県土整備局 公共住宅課、同局住宅営繕事務所、県民局 国際課

○ボランティア活動補助金

- 4 目に見えない軽度の発達障害をもつ子どもたちとその親御さんへの支援 15
団体名：特定非営利活動法人 発達サポートネット バオバブの樹
- 5 NPO見本市プロジェクト 18
団体名：特定非営利活動法人 藤沢市市民活動推進連絡会
- 6 障がい者のための定期乗馬会 21
団体名：特定非営利活動法人 RDA横浜
- 7 在日外国人子どもたちの「居場所」づくりと教育・生活相談・「支援」事業 24
団体名：特定非営利活動法人 在日外国人教育生活相談センター・信愛塾
- 8 病院の子どもに笑いを届けるホスピタル・クラウン活動 27
特定非営利活動法人 日本ホスピタル・クラウン協会

■ボランティア活動奨励賞受賞団体紹介

- 1 特定非営利活動法人 いこいの家 夢みん 30
- 2 特定非営利活動法人 イランの障害者を支援するミントの会 32
- 3 瀬谷区知的障害理解啓発グループ ant mama 34
- 4 神 幸雄 36
- 5 特定非営利活動法人 AL サインプロジェクト 38

■これまでの基金21対象事業・団体等一覧 40

※この本は、かながわボランティア活動推進基金21の助成事業の成果を知っていただき、ボランティア活動の一層の推進と基金21に対する理解を深めていただくことを目的に作成しています。

協働事業負担金

子どものシェルター運営事業、居場所のない子どもの電話相談事業

特定非営利活動法人 子どもセンターてんぼ

協働部署 県民局女性相談所

保健福祉局（現 県民局） 子ども家庭課

こころに注目

公的な支援がない10代後半の居場所のない子どものためのシェルターを設置し、その活動実績から子どもの支援の制度化を国に働きかけ、実現させた。



子どもの相談に応じるスタッフ

特定非営利活動法人子どもセンターてんぼの高橋温さんにお話を伺った。

はじめに

通常、20歳未満の子どもは親の親権に服することになる。親の虐待などで家庭に居場所のない子どもは、児童相談所が保護をする。しかし、その対象は児童福祉法で18歳未満の子どもに限られている。

高橋さんは、弁護士という立場で児童相談所に関わり、「18歳の誕生日がきたら、家に帰れない子どもはどうするか」という問題に直面していた。そこで、行政としての児童相談所の限界に向かいあうことになる。

その中で、東京都内に民間のための

子どものシェルターを運営するところが現れた。それなら、神奈川県でもできるのではと思い、2005年から県内で児童福祉に関心のある人に声をかけて準備をはじめた。計12回の準備会を開催する中で、シェルターとして建物を提供してもよいという人が現れた。それから、話が一気に動き出すこととなる。そして、2007年4月に、居場所のない子どものためのシェルターを開設した。

シェルターでの苦勞

いざ、シェルターを運営してみると、さまざまな問題に直面することとなった。準備会を重ねる中で、スタッフは適任者を見出すことができた。しかし、運転資金の確保は大変で、1年目は、いろいろなどころに寄附をお願いし、民間の助成金もいただきながらのいだ。また、シェルターは、外部に知られてはいけない施設であるため、シェルターならではの難しさがあった。例えば、本来、子どもたちに提供する食料を、直接シェルターでいただきたいと思っても、場所がわかってしまうため、施設で直接いただくことはできない。

シェルターは、18〜19歳の多感で、

居場所のない子どもの電話相談
050-1323-3089

毎週 月水金
(祝日、年末年始を除く)
13:00—17:00

特定非営利活動法人
子どもセンター てんぼ

電話相談カード（表）

-10代後半のあなたへ-

こんな時に電話してね

- 親からの虐待で、家にいられない時
- 住む家がなく困っている時
- その他、いろんな理由で家にいるのがつらい時や頼る人がいなくて困っている時

あなたの話を聞いて、子どもセンターてんぼのシェルター利用や、あなたに適した居場所のアドバイスをします。

てんぼ

かながわボランティア活動推進基金 21 協働事業負担金対象事業

電話相談カード（裏）



シェルターの一室

なおかつ家に帰れないという大きな問題を抱えている子どもを受け入れる施設だ。利用者の子どもは、女性の割合が多い。高校生もかなり入ってくる。よって、全室個室にするなど、児童相談所の一時保護所とは違う場所にする必要があった。

入所の主な原因は、親や養育している方との不和が多く、さらに、不和の原因は言葉などの精神的なものを含む虐待が一番多い。

親と子との認識のズレもあるが、子どものほうからすると、携帯も使えない窮屈なシェルターに逃げてくるというのは、やはり、よつぼどの決心がないとできないのだ。

基金21を申請するきっかけ

「実は、事業を始める前から、基金21があるのは知っていました。NPOを立ち上げたのが平成19年度の募集締切後だったので、最初の1年目をしのぎながら、2年目からの運転資金のために、平成19年の夏に申請書を提出しました。」と高橋さんは言う。

何が何でも基金を取りにいくという資金繰りのプランを練った。運よく、事業開始2年目から基金21の上限額満額が認められた。

実は、この事業を始める前の段階から、児童相談所と協定書を結んでいたため、本庁の子ども家庭課はすぐに協働することになった。

そして、事業内容から、女性相談所も協働部署となった。

基金21を受けてみて

固定的な収入先があると、まず、安心感が違う。どれくらい資金が入ってくるかわからないと、どれくらい使っているかわからない。

基金21は、毎年、上限額の1千万円をいただけたので、運営的には、安定的に回せるようになり、すぐに次のステップを考えることができた。

それが、2年目に、全国初となる「居

場所のない子どもの電話相談事業」に繋がっていく。

また、基金21は、単年度の事業ではなく、継続審査があるものの、5年間の期間があるため、5年後にどうするのかということに活動目標をシフトすることができた。

この事業は、当事者である子どもやその親から費用をいただくことができないため、福祉制度としてどうやって事業化していくかが本当の意味での目標となっていく。

そこで、2年目には入所者からアンケートをとり、それを基に翌年、報告書を作った。

最初は、国が制度化するまでは、県に予算化をお願いしようとしていたが、全国に同じような施設が立ち上がりつつあったので、早急に国に制度を作ってもらおうという方針となる。

全国各地の同様の団体と協力し、日弁連にシェルターの公的制度化に関する意見書を作成してもらい、それを厚生労働省に持っていく対応してもらった。

その結果、タイミングもよく、一気に話が進むこととなった。そういう意味でも運がよかった。

今、シェルターの運営は、児童自立

生活援助事業として、実施している。子ども家庭課の中でも、担当課の持っていたイメージの中に組み込める事業であったのではないかと思っている。

「子どものためにやっている施設なので、本当はこういう説明は好きじゃないんですが、この施設を一生の社会全体に対する貢献度で考えた場合に、マイナスなのか、プラスなのかと言えれば、まったく問題ないと思います。うまく自立してくれば、将来、社会の一員になってくれる訳ですから。また、それ以前に、命を救うという、大きな課題があります。まずは、命を救い、結果的に社会の一員になってくれればいいと思っています。」と高橋さんは熱く語る。

協働事業で思ったこと

県から児童相談所への連絡や、さまざまな研修にてんぼの職員を参加させていただいた。また、広報をしていた部分も効果が大きかった。女性相談所は、女性の民間シェルターの考え方を理解していくのに助かりました。女性相談所の研修会で事業を紹介していただいたのもすごく大きな効果があった。県内にきれいな形で広がり、認知してもらえた。

このように、いろいろな団体と連携していくのはいいことだと思う。

団体から一言

〜協働を振り返って〜

5年間、本当にお世話になりました。思い返すと1年目の審査でプレゼンテーションをしたのは、忘れもしない平成19年12月のクリスマスでした(笑)。

おかげさまで5年間継続して協働事業としていただいたことで、何とか活動を軌道に乗せることができ、この原稿を書いている平成25年1月の時点で、開所から延べ60人の子どもがてんぽを利用しました。

設立時に、シェルターの必要性として考えていたのは、①18歳以上20歳未満の子に対する支援、②少年事件などの少年の帰住先、③児童相談所の一時保護所の補完機能でしたが、実際に活動してみて、まさにこれらの子どもがてんぽに入所して来たことから、この事業の目的は間違っていないかったと実感しました。

この間、子どもシェルター設立の動きは全国に広がり、協働事業開始時にはてんぽを含めて全国に3箇所しかな

かった子どもシェルターが、現時点で10箇所を増えています。このような先進的な取り組みを協働事業として採用していただいたことは大変有り難く思っています。

協働部署の子ども家庭課および女性相談所とは、もともと、お互いに10代後半の子どもの支援の必要性を認識していたため、事業の必要性や有用性について、1年目から共通認識を持つて取り組めた結果、とてもスムーズに協働できたと感じています。協働事業が終了した今年度も、様々なカタチで支援していただいております。今後もずっと、この関係を維持していければと思います。

児童福祉以外の様々なNPOの活動を知ることができたことも、協働事業の良かった点だと思います。

今後もこの貴重な事業を多くのNPOが利用できることを期待したいと思います。

(特非) 子どもセンターてんぽ

協働部署から一言

〜協働を振り返って〜

居場所のない子どもの支援については、主に児童相談所が担っているが、18歳を超えてしまうことにより児童福祉法の対象外になってしまうケースや、保護が必要であっても一時保護所での支援にまじまない子どもに対しては、必要な支援が提供されにくい状況となっていた。

特に20歳未満の子ども達は、自分から行政機関に相談することに抵抗を持っていたり、居所指定権によって親からの暴力であっても逃げられない状況に置かれてしまう等、法や制度の狭間の中で支援が受けにくい立場に立たされていた。これら行政機関が手を付けにくい分野に積極的かつ先駆的な実践を行い、最終的には、厚生労働省にも働きかけ児童福祉法上の事業として認められる等、本法人が当該事業によって果たした功績は非常に多きものと思われまます。

今後も当所は、こどもセンターてんぽと関係機関と連携しながら、10代後半の若年女性の支援を行っていきたくと考えています。

(女性相談所)

子ども家庭課と女性相談所で役割分担し、関係機関への広報、連絡調整、人材育成等を行いました。10代後半、特に18歳以上20歳未満の子どもが福祉の狭間に置かれている問題は、従前から指摘されており、この事業により、その対応と潜在化しているニーズの掘り起こしができました。事業を通して、児童相談所に関わることなく10代後半になり問題となるケースも見られ、シェルターを利用した子どもも多くは家庭からの分離が初めてのケースでした。中には、18歳未満であっても児童相談所等を経由して入所するケースもみられ、一時保護所の対象年齢であってもシェルターで保護される実態が明らかとなりました。その理由として、シェルターを利用する子どもたちは、一時保護所と比較しても治療、支援を必要とする精神保健上の疾患・症状を抱えている割合が高いため、一時保護所より個室があるシェルターのような居場所が必要であることがわかりました。子どものニーズに応じた支援がより一層求められており、引き続き、協力していく必要があると考えています。

(子ども家庭課)

事業名：子どものシェルター運営事業、居場所のない子どもの電話相談事業
 実施主体：特定非営利活動法人 子どもセンターてんぼ 設立：平成19年2月
 理事長：影山 秀人 担当者：高橋 温 会員数：410人（平成25年12月末時点）
 所在地：〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-6 新横浜法律事務所内
 TEL：045-473-1959 FAX：045-477-5822
 (E-mailアドレス) info@tempo-kanagawa.org
 HP http://www.tempo-kanagawa.org/
 協働の相手方：県民局女性相談所、保健福祉局（現・県民局）子ども家庭課
 実施年度：平成20年度～24年度
 総事業費：84,397,899円（5年間） うち負担金交付額：50,000,000円（5年間）
 事業内容：多様な生活課題を持つ、行き場のない10代後半の子どもや若者を対象に、安全で安心できる一時的な居場所を提供して日常生活支援を行うとともに、専門スタッフによる法的支援や自立の支援を行う。また、居場所のない子ども達に迅速かつ適切なアドバイスの提供ができるよう電話相談を行う。

事業実施実績：

- 子どものシェルター運営事業
 - ・10代後半の居場所のない子どものためのシェルターを設置し、自立支援を行う。
- 居場所のない子どもの電話相談事業
 - ・迅速かつ適切な援助を受けられるようアドバイスが行えるよう電話相談を実施する。

【団体と神奈川県との役割分担】（平成24年度の協定書から）

区 分		子どもセンターてんぼ	県（女性相談所・子ども家庭課（児童相談所））
シ ェ ル タ ー 運 営 事 業	相談・一時 保護等	ケース への支援	（相談所）必要に応じてケースとして扱い、助言、ケースカンファレンスその他の支援を行う。（家庭課）一時保護委託をした児童について支援を行う。その他、てんぼが行うケース支援について必要に応じて助言等を行う。
		スタッフ 養成	自らスタッフ養成を行う。 てんぼスタッフの見学、研修に協力する。
		退所先の 確保	退所後の行き先確保に努める。 （相談所）相談所及び女性のシェルター利用についての相談にのる。（家庭課）18歳、19歳の自立援助ホーム利用についての相談に応じる。
		退所後の フォロー	退所後の子どもへの支援について関係機関に協力を依頼する。 必要に応じて、退所後の子どもへの支援に協力する。
	関係機関 への周知、 スキル アップ	研 修	県が行う関係窓口職員研修等の企画実施に協力する。 （相談所）女性相談員、女性シェルター職員等に、てんぼの活動内容を伝える研修等を行う（家庭課）児童相談所職員、民生・児童委員、施設職員、里親等に、てんぼの活動内容を伝える研修等を行う。
電 話 相 談 事 業	実施段階	電話相談 員養成	継続の電話相談員2名に加えて、新たに専任電話相談員1名を養成する。 電話相談員の見学、研修に協力する。
		相談事業 の実施	週3日（月、水、金）13:00-17:00 電話相談事業（可能であれば週5日に拡大する。） 具体的な相談内容への助言等のバックアップを行う。
	広 報	広 報	電話相談員の体制充実をはかった上で、学校や子ども本人への一層の広報に努める。 チラシ、カード等の配布に協力する。
全 体	調 整	連絡調整	（相談所）事業の役割に応じた調整を行う。（家庭課）連絡調整窓口を担うほか、事業の役割に応じた調整を行う。
	広 報	広 報	関係機関や学校、子ども本人への広報および、活動内容の必要性・重要性を知ってもらうための一般向け広報を行う。 チラシ配布等で、てんぼの行う広報に協力する。
	調 査	調査研究	協働して高年齢児童への支援の必要性の調査・研究、報告書の作成を行う。 協働して高年齢児童への支援の必要性の調査・研究、報告書の作成を行う。
	検 証	事業の検証	事業の検証を行う。 事業及び各部署の役割等について検証を行う。

協働事業負担金

高次脳機能障害ピアサポートセンター運営等支援事業

特定非営利活動法人 脳外傷友の会ナナ

協働部署 保健福祉局病院事業課(現 県立病院課)

保健福祉局障害福祉課



高次脳機能障害講演&シンポジウム

ここに注目

団体は就労継続支援B型事業所の認可を受けるための実績が必要であった。協働事業負担金を実績づくりに活用することで認可を受けて、運営基盤ができた。

NPO法人脳外傷友の会ナナの施設長の本間さんにお話を伺った。

高次脳機能障害について

高次脳機能障害は、脳損傷に起因する認知障害全般を示すものである。脳損傷のうち、交通事故・転倒・転落などによるものを脳外傷として総称している。高次脳機能障害の症状としては、

記憶障害、失語、注意障害等がある。神奈川県総合リハビリテーションセンターの推計では県内に約4,800人の高次脳機能障害者が存在する。本間さんは高次脳機能障害の現状について語る。

「高次脳機能障害は脳の中の障害なので実は本人が一番気付いていない。ましてや周りから見たら見えづらいい、分かりづらい障害です。福祉の世界ではインクルージョンで受け入れていく、障害を理解してアウトリーチで手を差し伸べて行くところも目標になっていますけれど、高次脳機能障害に関しては、まだまだそのような環境は難しいと思っています。」

団体設立の経緯

神奈川県総合リハビリテーションセンターにおいて、頭部外傷(現:高次脳機能障害に含まれる)の利用者の増加と、頭部外傷による、脳のあらゆる部位への損傷によって現れる、さまざまな高次脳機能障害の症状を持つ当事者への、職員の対応が困難な状況が発生し、あわせて、当事者・家族への高次脳機能障害への情報が少ないことによる、不安の増加などの問題が発生したため、1997年に神奈川県総合リハビリテーションセンター職員(医

師、理学療法士、作業療法士、言語療法士、心理、職能、ソーシャルワーカー、厚生ホーム、七沢学園)と当事者・家族が協働し、家族会「脳外傷友の会ナナ」を立ち上げ、高次脳機能障害に関する学習会、講演会、日中の活動場所の無い当事者を支える支援活動を独自に展開することとなった。

家族会による厚生労働省への働きかけにより、国が事業化し、神奈川県では、2001年から神奈川県総合リハビリテーションセンターにおいて高次脳機能障害支援モデル事業を開始し、県内における普及啓発については成果があった。一方、家族や当事者に対しては、家族会が運営する、神奈川県リハビリテーション病院内「協働事業室」が、高次脳機能障害に関する情報提供および医療・福祉機関との連携の分野で、一定の役割を果たしてきた。

しかしながら、地域で高次脳機能障害に対する正しい理解と支援実績のある施設は少なく、これに対して、当事者自立支援法では、高次脳機能障害は、障害認定の内容からは、認定されにくい項目となっている。

高次脳機能障害は一人として同じ症状の無い、人間が独自に持つ、高度な次元の脳による機能を失った障害と

いう点から、その理解が不十分なことにより、障害者自立支援法による日中活動へのサービスは、十分ではない。

そこで、特定非営利活動法人脳外傷友の会ナナは、さらなる普及啓発と、未だ、障害者自立支援法のサービスを受けられない当事者のため、普及啓発事業とボランティア育成支援事業並びに当事者支援事業を実施し、当事者が地域で安心して暮らせるための環境作りのため、家族会による独自の普及啓発事業・当事者支援事業の事業化の検討を開始する。

支援コーディネーター、専門家で構成する会議で、高次脳機能障がい者の支援するための施設を設置し維持するためには、厚木市指定「地域活動支援センター」または県指定「就労継続支援B型事業所」の認可を受けることが必要とアドバイスを受ける。

厚木市への申請

平成19年度に民間の助成金を受け、団体の単独事業として活動した。厚木市に地域活動支援センターの認可の申請をするが、当時障害者自立支援法の移行期で、その時点で作業所として5年間の実績があったところだけが地域活動支援センターへ移行できた。ス

ペースナナは実績が足りず、申請は認可されなかった。

基金21への応募

団体単独で5年間の実績をつくる必要があったが、資金面に不安もあった。その頃、知り合いの方から、県との協働事業に応募してみたらと、アドバイスを受けた。基金21の一次審査を通過し、プレゼン審査では、高次脳機能障害は、世の中に知られていない障害で、その支援も障害者自立支援法のはざ間となっており、その普及啓発と個別支援の2本柱が必要と訴え、協働事業に採択された。

当初の目標

県内において、くまなく高次脳機能障害講演&シンポジウムを開催することにより、高次脳機能障害に対する理解を広め、県内の高次脳機能障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備とそれに伴う高次脳機能障害の知識を持ったボランティアを育成する。一方では、神奈川県高次脳機能障害支援拠点機関である神奈川リハビリテーション病院に近い、厚木市愛甲に高次脳機能障害ピアサポートセンタースペースナナを開設し、居場所や支

援が必要な当事者たちの日中活動支援及び社会参加に必要な認知リハビリを展開することが当初の目標である。

認知リハビリ

スペースナナでは、通所者が楽しく過ごすことを目的に活動内容を組んでいる。土に触れる畑の作業、プランターの作業。毎週一回の料理体験。料理するのは手順と加減が必要で高次脳機能障害者には一番苦手なものだが、逆に認知リハビリには効果がある。誕生会、芋煮会なども通所者が楽しみにしているイベントである。



料理体験のようす

目標の達成状況

高次脳機能障害講演&シンポジウムは、5年間で15回開催し、合計で1,967名の参加があり、普及啓発の成果となった。5年間での開催地域は、県央地区6か所(厚木市2回、相模原市、座間市、寒川町、海老名市)、湘南横須賀地区6か所(茅ヶ崎市、平塚市、逗子市、藤沢市、横須賀市、鎌倉市)、県西部地区3か所(南足柄市、二宮町、小田原市)となり、当時の政令指定都市横浜、川崎市以外の県内ほぼ全域に対して普及啓発することができた。また、2年目より開催地において実行委員会を立ち上げ、神奈川リハビリテーション病院高次脳機能障害相談・支援コーディネーターにも組織に入っていた成果で、開催地域でのネットワークの構築にもつなげることもできた。スペースナナ通信による普及啓発も、県内25カ所の県関係機関に対して高次脳機能障害の理解を深める効果があった。

ボランティア育成支援は、講習会の参加を通して、スペースナナでのボランティア体験につながる事ができ、少数ではあるが高次脳機能障害を理解したボランティアの育成につながった。スペースナナによる当事者日中活動支

援は、4年間で延べ3,861人の支援を実施し、4年間の支援の実績が認められ、翌年には障害者自立支援法に基づく県指定「就労継続支援B型事業所」に1年早く移行することができた。



高次脳機能障害の講演のようす

の担当者が参加することにより、地域の実情を知ることができ、ネットワークができた。ナナの会は、地域の施設を知らない会員に、「あなたの住んでいる所にはこういう施設がありますよ。」と教えることができるようになり、逆に地域の施設は、家族会を知らない高次脳機能障がい者に「ナナの会がありますよ。」と教えるようになり、双方向の情報交換という、今までなかった活動が生まれた。

団体から一言

〜協働を振り返って〜

5年間の協働事業を振り返ると、それまでは法人として神奈川リハビリテーション病院内に協働事業室を構える、主にリハ科医師、相談・支援コーディネーターと県内ならびに全国の高次脳機能障がい者及び家族の相談支援を行ってきたが、県との協働事業を通して、法人が自ら高次脳機能障害を取り巻く課題を見つめ直し、普及啓発並びに支援にかかわる活動を起こせるようになったことが、法人としての成果であったと考える。

普及啓発活動は、他の助成金によって今後も神奈川県内において展開して

いくものとし、現在は、日本損害保障協会の助成を受け、年に2回「神奈川県脳損傷リハビリテーション講習会」を神奈川リハビリテーション病院と協働して開催している。スペースナナ通信による普及啓発は、法人の会報に毎回掲載していくことで、県内はもとより全国に向けて発信している。ボランティア育成支援は、中学・高校の福祉教育の一環として行われている施設ボランティアの受け入れや支援者を目指す大学・専門学校の実習生の受け入れを通して継続していく。スペースナナを含めてより多くの当事者支援を展開するとともに、親亡き後の終の棲家となるグループホームの開設をめざし、取り組んでいく予定である。

(特非) 脳外傷友の会ナナ)

協働部署から一言

〜協働を振り返って〜

高次脳機能障害は脳の障害であり、外見からは障害が見えにくいことや他の障害と比べ年月が浅いこと等の理由から、社会的な理解の進んでいない状況にありました。こうした現状を鑑み、本事業は、高次脳機能障害に対する情

報を県内に広く発信し、高次脳機能障害者の地域生活支援体制の構築に寄与することを目的として行いました。

平成20年度から24年度までの5年間にわたり、県の拠点支援機関に指定されている県総合リハビリテーションセンターと連携・協力をしながら、講演・シンポジウムの開催や広報誌の発行を行いました。その結果、講演等には多くの方々にご参加いただくことができ、県内各所における高次脳機能障害に対する関心が深まっていると強く感じることができています。また、開催にあたり、実行委員会方式を導入し地域の関係機関・職員との連携も構築することができており、今後の活動に更なる期待が持てます。

神奈川県の負担金事業としては終了しますが、高次脳機能障害者が住み慣れた地域で生活するための環境づくりに今後も寄与していくため、県として引き続き後援や広報といった側面から、協力関係を維持していきたいと考えております。

(県立病院課)

団体の変化

ナナの会は、同じ障害を抱える人が身内にいる家族の集まりである「家族会」である。神奈川リハビリテーション病院を中心に活動していたので、それぞれの会員が住んでいる地域についてほとんど知らなかった。しかし、講演会を県内6か所で開催するため、実行委員として出て行き、各地域の施設

県は、高次脳機能障害の地域生活支援体制の構築という課題をボランティア団体と共有し、高次脳機能障害に関する普及啓発の推進及び地域におけるサービスマシンの充実を目的に、シンポジウムへの出席や講演会などの周知、関係機関への広報誌の配布などを行ってきました。

これにより、高次脳機能障害に対する知識と理解を深め、高次脳機能障害の方々が住みなれた地域で暮らすことができる環境づくりの土台を作ることができました。

平成24年度末で負担金事業は修了しましたが、引き続き、県は講習会などの後援といった側面から協力してまいります。

(障害福祉課)

【事業の概要】

事業名 : 高次脳機能障害ピアサポートセンター運営等支援事業
 実施主体 : 特定非営利活動法人 脳外傷友の会ナナ 設立 : 平成9年10月
 理事長 : 大塚 由美子 担当 : 本間 真司 会員数 : 260名 (平成25年10月時点)

所在地 : 〒243-0035 厚木市愛甲1-18-14 柏柳ビル1階
 高次脳機能障害ピアサポートセンター「スペースナナ」
 TEL : 046-290-0221 FAX : 046-250-6622
 (E-mail アドレス) qqnu7h7d@snow.ocn.ne.jp
 HP http://www13.plala.or.jp/nana516/

協働の相手方 : 保健福祉局 病院事業課 及び 障害福祉課

実施年度 : 平成20年度～24年度

総事業費 : 22,422,734円 (5年間) うち負担金交付額 : 18,720,000円 (5年間)

事業内容 : 高次脳機能障害者に対して、日中の活動の場を提供して将来の社会参加へとつなげるため、認知リハビリを実施する。また、この障害が社会的な理解を得られるよう普及啓発活動を行うとともに、ボランティアの育成を図る。

事業実施実績 :

- 普及啓発事業
 - ・普及啓発のため年間3回講演&シンポジウムを開催する。
 - ・スペースナナ通信(広報誌)を発行する。
- ボランティア育成支援及び個別支援事業
 - ・年2回ボランティア育成講習会を行う。
 - ・スペースナナにて高次脳機能障害者への個別支援を行う。

【団体と神奈川県との役割分担】(平成24年度の協定書から)

脳外傷友の会ナナ	県(病院事業課・障害福祉課)
<ul style="list-style-type: none"> ・講演、シンポジウムの実施等及び広報誌の配布の企画・発行等に関すること ・ボランティア育成講習会の実施及び個別支援に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・講演、シンポジウムの共催 ・講演内容(開催地)の検討、会場確保、広報、職員派遣 ・広報誌等を関係機関に発送 ・ボランティア育成講習会の広報及び個別支援に関する情報提供に関すること